

障害程度区分と審査会の役割

06.06.30

リソースセンターいなっふ

<http://www.eft.gr.jp>

岡部耕典

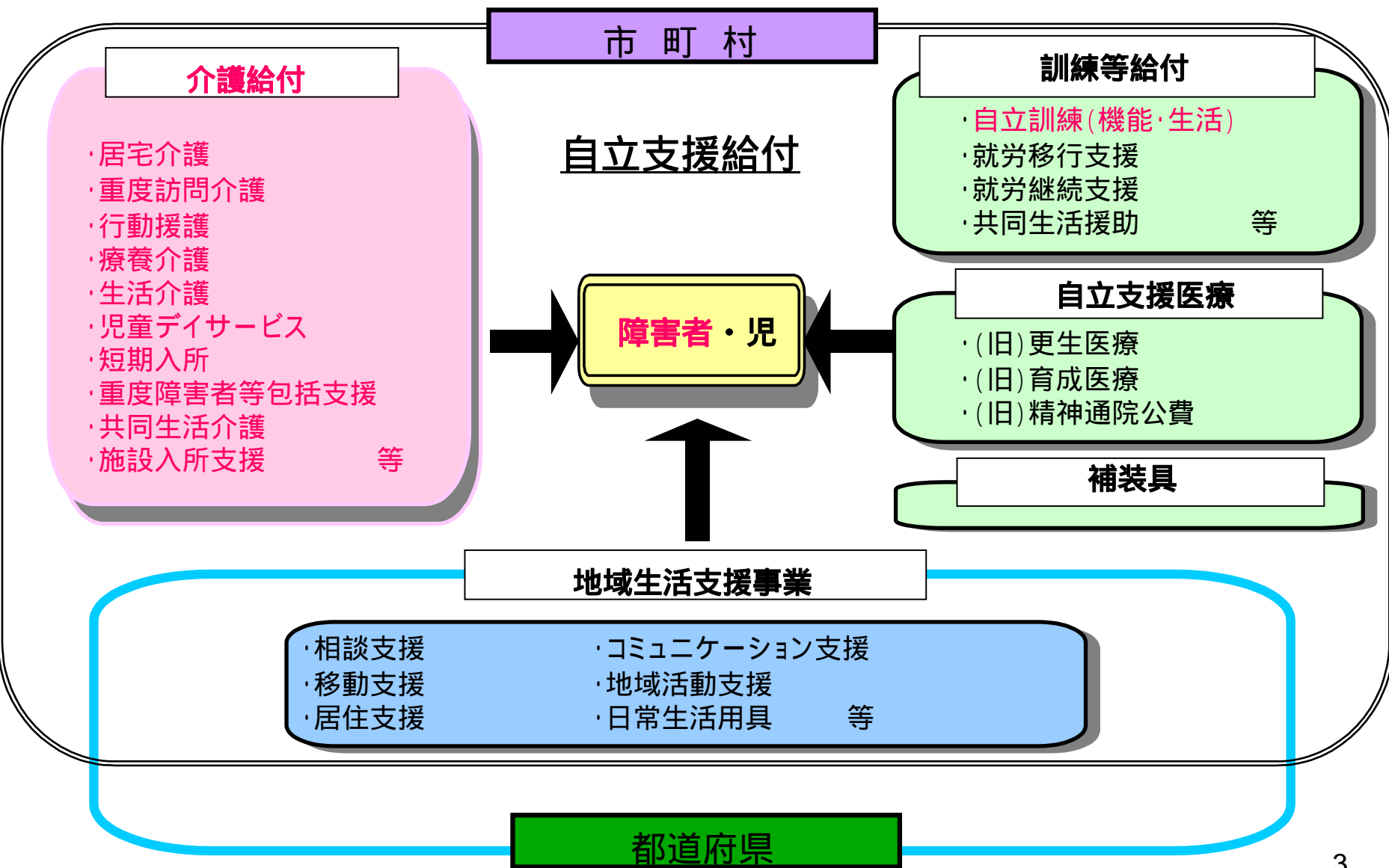
障害程度区分(のおさらい)

定義

「障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表わす区分」であり、「市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項のひとつ」

ポイント

(原則として)介護給付にのみ用いる。
支給量決定の一要素(勘案事項)に過ぎない。
児童には(当面)おこなわない。



加えて...

障害程度区分により国庫補助基準が決まる。

支給決定の基準となる「恐れ」はある。

訓練等給付の一部では、希望者が定員を上回るときの調整に使う。

「自立訓練事業(機能訓練・生活訓練)において、訓練等給付に関連するスコア(のみ)を優先順位決定の参考として用いる」

地域生活支援事業のためのものではない。

しかし、「市町村が(移動支援事業の支給時間決定等の際に『活用』してはいけない」と書いてあるわけではない...

また、いわゆる「27項目」で修正されるのは...

IADLスコア(S1)で変更できるのは、最大限2段階まで、かつ区分4(要介護3)以上では、変更はおこなわれない。

行動障害スコア(S2)で変更できるのは、非該当を1ランクあげることのみ。(そのかわり「ハードル」は低い)

C項目群(精神関係)は、一次判定ではもちいられない。

つまり、一次判定で「重度訪問介護対象外」(区分3以下)あるいは「行動援護対象外」(区分2以下)となる人を対象内とする修正はおこなわれにくい。

市町村審査会

目的

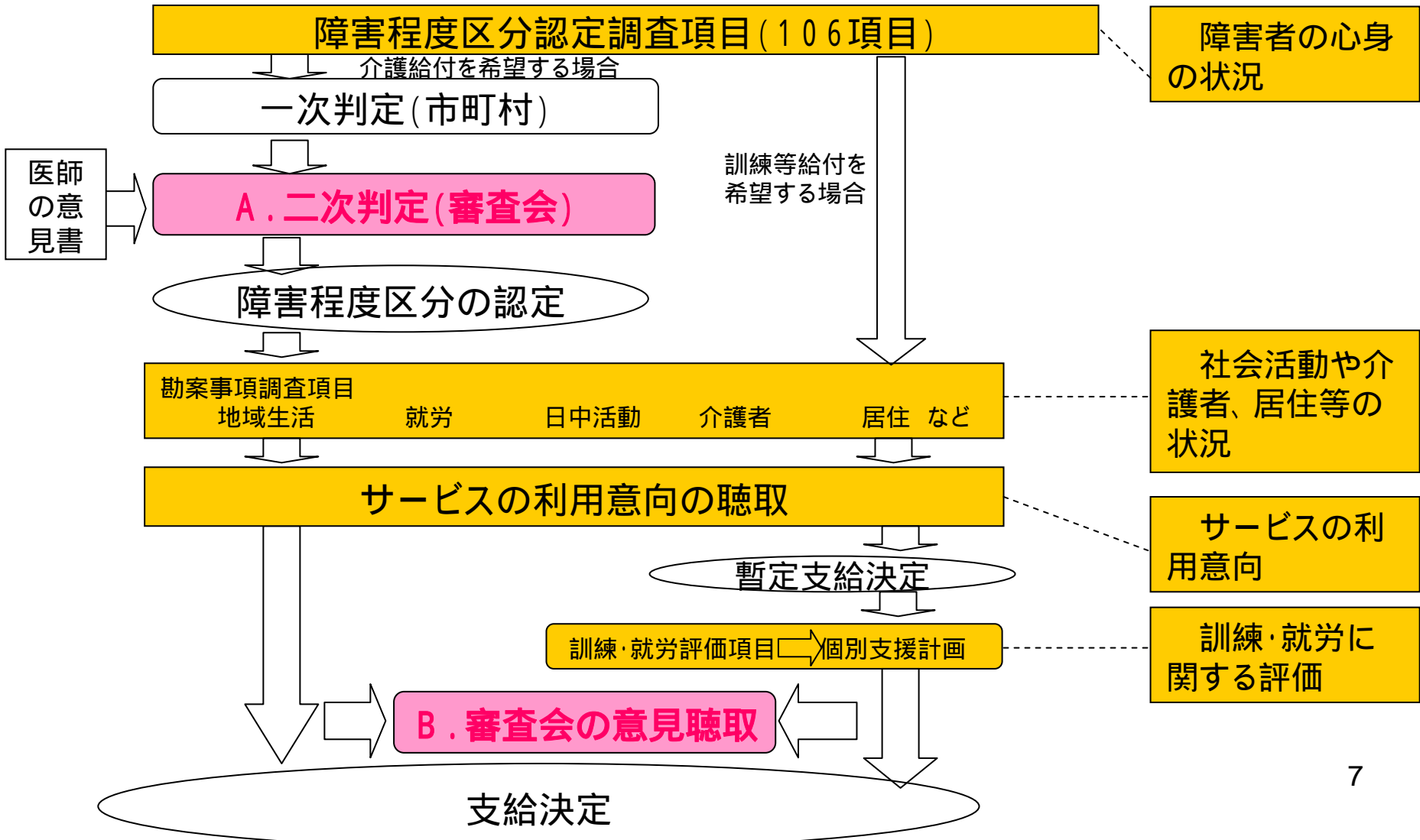
介護給付等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定をおこなうこと

業務

- A．介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定
- B．市町村の支給要否決定にあたり、意見を述べる

支給決定までのプロセス

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況(障害程度区分)、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



A . 介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定

いわゆる「二次判定」(プロセス)であり、

A - 1 . 一次判定結果の確定

A - 2 . 一次判定結果の修正・二次判定結果の確定

のふたつから構成される。

プロセス (一次判定のB 1、B 2項目に基づく修正)とA - 1は異なる。

二次判定(プロセス)で用いる資料

市町村審査会資料(一次判定結果)

プロセス 修正済資料

特記事項(認定調査項目の留意すべき事項等)

認定調査員記入

医師意見書

主治医記入 市町村の依頼

概況調査(調査対象者のサービス利用状況、居住環境等)

ただし、二次判定の根拠としては用いることはできない

一次判定結果の確定

認定調査の結果、特記事項、医師意見書の**内容の矛盾(不整合)**を確認

矛盾あり

矛盾なし

再調査

調査結果の一部修正

一部修正可

基本調査で得られなかった状況が
特記事項又は医師意見書の内容で明
らかになった場合

一部修正不可

既に一次判定の結果で参考にされた心身の
条況

- ・認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容
- ・認定調査の調査結果と一致する医師意見書の内容

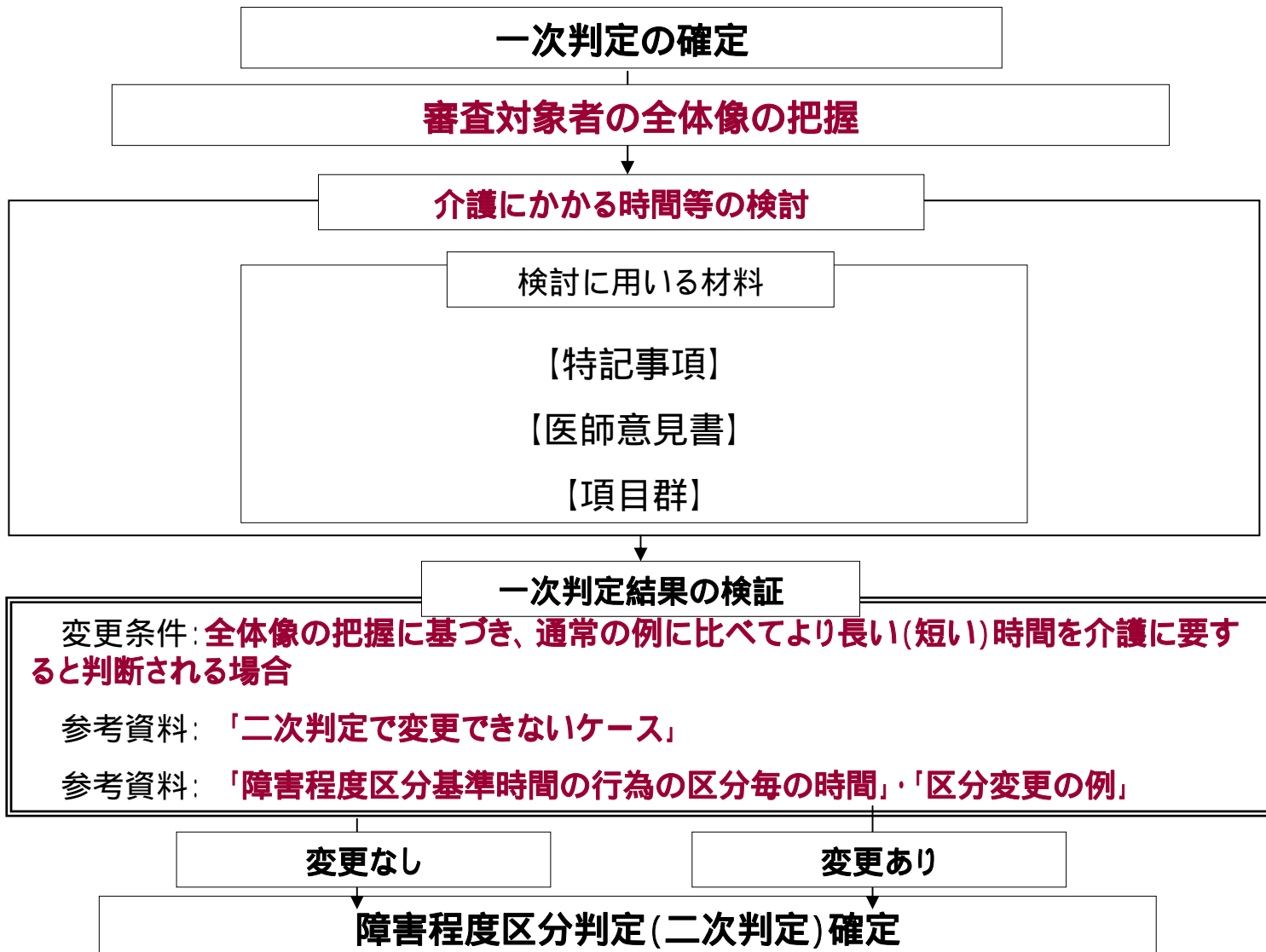
根拠にないこと
特記事項又は医師意見書に基づかない本人の状況
概況調査(の内容を理由とすること)

一次判定を確定

「一次判定結果の確定」とは...

基本的には、手続きの誤り(その結果としての「矛盾」)を問題とするものであり、それも、特記事項及び医師意見書で(明らかに)根拠付けられるもの以外は「一部修正」ではなく「再調査」となる。

一次判定結果の修正・二次判定結果の確定



「一次判定結果の修正」とは...

特記事項、医師意見書及びB項目群(B1:IADL、B2:行動障害)C項目群(精神関係)の内容から、通常の例に比べてより長い(短い)時間の介護を要するかどうかを判断し、一次判定の結果を変更して、二次判定結果とする。

概況調査(調査対象者のサービス利用状況、居住環境等)は(資料としてはあっても)「区分変更の根拠」としては使用できず。

また...

A項目群及び次の ~ については区分変更の根拠とはできない。 ...「すでに一次判定で評価されている」という理由のため

既にプロセス (一次判定)で区分1以上となっている場合のB1項目群

「B1項目群(IADL関連)は、既に一次判定で評価されているので、この項目群のみでは重度に変更することはできない」

既にプロセス (一次判定)で「非該当」となっている場合のB1・B2項目群

「B1項目群(IADL関連)(に加えて)B2項目群(行動障害関連)は、既に一次判定で評価されているので、この項目群のみでは重度に変更することはできない」

一方で...

C項目群 = 「障害の特性を補足的に捉えるために設定している項目群」

話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目
(8項目)

言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目
(2項目)

文字の視覚的認識使用に関する項目
(1項目)

一次判定(プロセス 及びプロセス)には用いられず、審査会での二次判定(プロセス)での「修正」のみに用いられるため、B 1、B 2項目のような制約は少ない。

ではどうする？

二次判定の検討のポイント

一次判定項目以外で、当該障害者のトータルの介護の必要時間が長くなる(短くなる)とする「判断の根拠」があるかどうか

特記事項

- ・「認定調査の結果と一致する特記事項の内容」は「根拠」にはできない。

医師意見書

- ・上記に加え、「記載がある」ということだけでは、「根拠」とはならない。

C項目群

- ・「他の項目群との組み合わせで一次判定に考慮されたもの」は「根拠」とすることはできない。

「曲者」は...

「二次判定で変更できないケース」(勘案できない事項)

1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

- (1) 認定調査項目と一致する特記事項の内容
- (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

2) 根拠のない変更

- (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

- (1) 年齢
- (2) 行為に要する時間(ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行なうことはできない)

4) 心身の状況以外の状況

- (1) 施設在宅の別
- (2) 抽象的な介護の必要性
- (3) 審査対象者の希望
- (4) 現に受けているサービス

さらに...

「障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間」を参考するとは？

「障害程度区分基準時間の推計方法は、別表第一の調査票を用いた調査の結果に基づき、別表第二から第七の調査方法により算定される時間を合計した時間とする。」

「程度区分を変更する場合は、いったん変更事項を(樹形図をたどり)障害程度区分基準時間に置き換えて「再計算」する??

「区分変更の例」を参考にすると...

・例:「肢体不自由・視覚障害・最重度知的障害・自傷他害・環境不適應」

区分3 区分4(要介護3!)

1ランク「以上」アップの「例」は示されていない!

・例:「肢体不自由・上下肢の不随意運動・不安傾向のため服薬」

区分5 区分6(要介護5・最重度)

身体障害が重くないと重度への区分変更は無理?!

そもそも、「障害程度区分基準時間」って(汗)...

「障害程度区分基準時間は、1日あたりの介護、家事援助等の支援に要する時間を一定の方法により集計したものです
が、これは障害程度区分認定のために設定された基準時間
であり、実際の介護サービスに要している、ないしは、要する
と見込まれる時間とは一致しません」

..... ???

そもそも、「障害程度区分基準時間」って(汗)...

区分1	障害程度区分基準時間が <u>25分以上32分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分2	障害程度区分基準時間が <u>32分以上50分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分3	障害程度区分基準時間が <u>50分以上70分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分4	障害程度区分基準時間が <u>70分以上90分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分5	障害程度区分基準時間が <u>90分以上110分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分6	障害程度区分基準時間が <u>110分以上</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態()

(審査員マニュアル2 - 12)

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセスで区分 以上の場合

出典 山本創氏

コンピューター判定

1次判定

市町村審査会における総合判定

2次判定

プロセスI

プロセス

プロセス

79項目 (A項目群)

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

注意

IADL項目は区分4以上のひとつには影響しない項目である。

区分6
区分5
区分4
区分3
区分2
区分1

I A D L
(B 項目群)

特記事項

新

+
C項目群

+
A,B1項目群 (この項目のみでの変更は不可)

新

+
行動障害 (B2項目群)

+

医師意見書等

区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

介護給付における障害程度区分の判定ロジック

プロセスで非該当の場合

コンピューター判定

1次判定

市町村審査会における総合判定

2次判定

プロセス

プロセス

プロセス

79項目 (A項目群)

非該当

区分2

区分1

非該当

市町村審査会における総合判定

区分6

区分5

区分4

区分3

区分2

区分1

非該当

I A D L
(B 1 項目
群)

行動障害
(B 2 項目
群)

特記事項

新

+
C項目群

+

A, B1, B2の項目群
(この項目のみでの
変更は不可)

+

医師意見書
等

B . 市町村の支給要否決定にあたり、意見を述べる

支給要否決定にあたって審査会が付する意見

「審査会は、市町村が作成した支給決定案が当該市町村の支給基準と乖離するような場合、市町村から求めを受けて審査会としての意見を述べることになっています」(2 - 31)

115ページに及ぶマニュアルのうち、記載はこれだけ...(汗)

ただし、審査員の裁量の余地が残されているともいえる。
(審査員の「がんばりどころ」?)

いまのところの結論...

- ・残念ながら、**認定審査会の二次判定修正に多くは期待できない**かも...(支給決定に対する意見聴取)のほうはまだましか...?)
- ・確実に障害程度区分をあげるためには、A項目(ADL:79項目)の一次判定でひとつでも多くの「できない」「全介助」をとっていくことが必要。
- ・知的障害・精神障害の場合は、行動障害や精神症状と関連して、「洗身」「食事摂取」「飲水」「排尿」「排便」「清潔」「衣服着脱」等の項目をいかに「できない」ほうにもっていけるかがポイントとなるだろう。
- ・そのためには、「認定調査員マニュアル」の判定の際の「着眼点・留意点・判断基準」等を読み、項目別の「読み込み(拡大解釈?)」をおこない、さらにそれを「樹解夢」等でシュミレーションしておいたほうがよい。(区分により利用制限のあるサービスに特に注意!)
- ・さらに、特記事項案も含めた自己判定一覧を認定調査員に渡してしまっただろうか。(調査員は全項目を聞かない可能性が高い。また、認定調査結果は基本的に開示請求できるので、書いたものを渡しておけば、不服審査請求かけるときの資料にもできるはず。
- ・そもそも、障害程度区分は、支給決定の勘案事項のひとつに過ぎない。基本的には、障害程度区分に基づく利用制限には注意しつつも、「必要な支給量」を行政に求め、「必要なサービスの提供」を事業者を求める姿勢も確認されてよい。
- ・ただし、「サービス利用意向の聴取」が、認定調査と「一緒に」おこなわれてしまう場合に「交渉」のプロセスをどのように確保するかが問題。
- ・また、「市町村の支給決定基準(=要綱、ガイドライン)」には要注意。